

岩手医科大学薬学部進級判定基準

(趣旨)

第1条 この基準は、岩手医科大学薬学部履修試験規程第15条第1号に定める進級判定の基準について定める。

(第1学年)

第2条 第1学年においては、第1学年で履修すべき必修科目及び選択科目のうち、不合格の科目が2科目以下の者を進級とする。ただし、次に掲げる者は、この限りでない。

ア 受験資格を喪失した科目を有する者（既修得再履修科目は除く）

イ 実習科目を不合格となった者

(第2学年)

第3条 第2学年においては、第2学年で履修すべき必修科目のうち、不合格の科目が2科目以下の者を進級とする。ただし、次に掲げる者は、この限りでない。

ア 受験資格を喪失した科目を有する者（既修得再履修科目は除く）

イ 実習科目を不合格となった者

ウ 第1学年の不合格の科目を有する者のうち、単位認定試験を不合格となった者

(第3学年)

第4条 第3学年においては、第3学年で履修すべき必修科目のうち、不合格の科目が2科目以下の者を進級とする。ただし、次に掲げる者はこの限りでない。

ア 受験資格を喪失した科目を有する者（既修得再履修科目は除く）

イ 実習科目を不合格となった者

ウ 第2学年の不合格の科目を有する者のうち、単位認定試験を不合格となった者

(第4学年)

第5条 第4学年においては、第4学年で履修すべき必修科目及び薬学共用試験のすべてに合格し、教育要項（シラバス）に定める所定の単位を修得した者を進級とする。ただし、第3学年の不合格の科目を有する者のうち、単位認定試験を不合格となった者は、この限りではない。

(第5学年)

第6条 第5学年においては、第5学年で履修すべき必修科目のすべてに合格し、教育要項（シラバス）に定める所定の単位を修得した者を進級とする。

(第6学年)

第7条 第6学年においては、学業成績最終判定の結果、第6学年で履修すべき必修科目において不合格の科目がある者は、留年とする。

(雑則)

第8条 この基準に定めるもののほか、この基準の運用に関し必要な事項は、学部長が別に定める。

(基準の改廃)

第9条 本基準の改廃は、薬学部教授会の議を経て行う。

附 則

本基準は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

本基準は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

本基準は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成27年4月1日から施行する。ただし、改正後の第2条第3項第1号ウの規定は、平成29年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この基準は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第2条第3項の規定は、この基準の施行の日以後の3学年に対し適用し、同日前に3学年であった学生については、なお従前の例による。

附 則

この基準は、平成30年4月1日から施行する。（第3学年単位認定試験と第5学年進級基準の改正、第6学年卒業基準の削除）

附 則

この基準は、平成31年4月1日から施行する。（第3学年進級判定基準の改正）

附 則

この基準は、令和2年4月1日から施行する。（単位認定試験制度の改正及び関連規程の整理）

附 則

この基準は、令和8年4月1日から施行する。（第1～第3学年進級判定基準の改正）